

民間賃貸住宅情報公開制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小坂町内における民間賃貸住宅の情報を公開することで、利用者の利便性の向上を図るとともに町への定住を促進するため、民間賃貸住宅情報公開制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 民間事業者が、賃貸用で複数の独立した世帯を入居させるための住宅、もしくは賃貸用で独立した戸建て住宅。
- (2) 所有者 当該民間賃貸住宅にかかる所有権を有する者。
- (3) 管理者 当該民間賃貸住宅の賃借を行うことができる権利を有する者。

(民間賃貸住宅の情報の登録)

第3条 民間賃貸住宅情報公開制度への情報の登録を希望する所有者又は管理者（以下、申込者という。）は、民間賃貸住宅登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容等について審査し、支障がないと認めるときは民間賃貸住宅情報登録台帳に登録する。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に連絡する。

(登録内容の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定により登録の連絡を受けた申込者は、当該登録事項に変更があるときは、遅滞なく変更の内容を町長に届け出なければならない。

(登録内容の抹消)

第5条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、民間賃貸住宅情報登録台帳から当該賃貸住宅等に係る内容を抹消する。

- (1) 申込者から登録抹消の依頼があったとき
 - (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき
 - (3) その他登録することが適当でないと町長が認めるとき
- 2 登録内容の抹消を希望する申込者は、民間賃貸住宅登録抹消届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(登録情報の公開・提供)

第6条 町長は、登録された情報のうち、次に掲げるものを町のホームページ等において公開し、また、希望する者に対し提供できるものとする。

- (1) 物件所在地
- (2) 物件状況
- (3) 特記事項

(利用希望者の交渉等)

第7条 町長は、民間賃貸住宅の所有者又は管理者と利用希望者が行う交渉又は契約について、関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、民間賃貸住宅の所有者又は管理者及び利用希望者の間で解決するものとする。

(秘密の保持)

第8条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行時期)

この要綱は平成29年2月1日から施行する。